町田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)6月7日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

町田市固定資産評価審査委員会条例(昭和33年10月町田市条例第39号)の一 部を次のように改正する。

| 次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。 | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| 改正後 | 改正前 |
| (委員長) | (委員長) |
| 第2条 略 | 第2条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 委員長は、この条例及び町田市固定資産評 | 3 委員長は、この条例及び町田市固定資産評 |
| 価審査委員会規程(以下「規程」という。) | 価審査委員会規程(以下「規程」という。) |
| の定めるところによってその職務を <u>行う</u> 。 | の定めるところによってその職務を <u>行なう</u> 。 |

- 4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠け た場合においては、委員長のあらかじめ指定 する委員が、その職務を行う。
- 5 略 (審査の申出)

第4条 略

2 · 3 略

4 略

<u>5</u> 略

(口頭審理)

第8条 略

- 2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、 その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申 出人及び市長に通知しなければならない。
- 3 4 略
- 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載 しなければならない。

5 略 (審査の申出)

第4条 略

2 · 3 略

4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人 が法人その他の社団又は財団であるときは、 代表者又は管理人、総代を互選したときは総 代、代理人によって審査の申出をするときは 代理人)が押印しなければならない。

4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠け

する委員が、その職務を行なう。

た場合においては、委員長のあらかじめ指定

- 5 略
- <u>6</u> 略

(口頭審理)

第8条 略

- 2 委員会は、口頭審理を行なう場合において は、その都度、口頭審理の日時及び場所を審 査申出人及び市長に通知しなければならな V)
- 3 4 略
- 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載 し、提出者がこれに署名押印しなければなら ない。

| (1) ~ (3) 略 | (1) ~ (3) 略 |
|-------------|-------------|
| 6~8 略 | 6~8 略 |

附則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。